

宮崎県公報

平成19年11月5日(月曜日) 第 1928 号

発 行 宮 印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

○地域森林計画の案の縦覧…………(環境森林課)2

○大規模小売店舗の新設に関する届出(2件)…(地域産業振興課)2 頁 ○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会修 業試験の合格者……………………(畜産課)3 ○道路の区域の変更------(道路保全課) 1 ○土地改良区の役員の就退任の届出----(農村整備課) 3 公安委員会公告

選挙管理委員会告示

宮崎県告示第 868号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年11月5日から平成19年11月19日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の					新旧	敷地の		延	長
番号	種	類	路線名	区間		の別	幅 員 (メートル)		(メー	トル)
	国道		国道 3	日向市東郷		IΗ	7.6	~	153	7.0
			27号	町山陸	(会字出		47.0			
				口乙	195番					
				3 地分	もから	新	7.6	~	153	7.0
			同市同	司町山		47.0				
				陰字□	中ノ原		12.8	~	144	0.0
				乙100	7番1		113.7			
				地先記	まで					

宮崎県告示第 869号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年11月5日から平成19年11月19日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の		路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種 類		ED 49K-40		IĦĴ	採用例如の朔日
	国道	道	国道 3 27号	町山 口乙 3地: 同市 陰字	市東郷出 195番ら 田リノ番1 197番1	平成19年11月 5 日
				同市 陰字 乙100	司町山 中ノ原 07番1	

公

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規 定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があ った。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 19年 10月 22日	特定非営利 活動法人 ネットワー ク福祉会	藤井 年光	宮崎県児 湯郡川南 町大字川 南 19403 番地 4	この法人は、 軽度の知的障害 者に対してその 就労支援に関す る事業を行い、 その知的障害者 の健康的で明る い社会生活又は
				その者の能力に 応じて自立でき

平成 19 年 11 月 5 日(月曜日) 第 1928 号

る生活を営むこ とを支援し、も って社会福祉に 寄与することを 目的とする。

森林法(昭和26年法律第 249号)第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 森林計画区の名称 大淀川森林計画区
- 2 縦覧場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県中部農林振興局、宮崎県 北諸県農林振興局及び宮崎県西諸県農林振興局

3 縦覧期間

平成19年11月5日から平成19年12月5日まで

森林法(昭和26年法律第 249号) 第5条第4項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 森林計画区の名称
 - 五ヶ瀬川森林計画区、広渡川森林計画区、耳川森林計画区及び
- 一ツ瀬川森林計画区

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県南那 珂農林振興局、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興 局

3 縦覧期間

平成19年11月5日から平成19年12月5日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規 定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日 から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス都城栄町店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

宮崎県公報

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 字野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年 6 月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1.325㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 45台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側 (No.1) 15台、建物東側 (No.2) 13台、 建物東側 (No.3) 10台 合計38台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 50㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内西側 11.49㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店 時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分~午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地南側及び東側 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時~午後10時
- 8 届出年月日

平成19年10月22日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総 務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所 及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年11月5日から平成20年3月5日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成19年11月5日から平成20年3月5日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス小林堤店 小林市大字堤字金鳥居2994番12 外5筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 字野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日 平成20年6月23日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 1,486㎡ 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北西側及び南西側 60台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数建物北側 21台、建物南西側 24台 合計 45台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側 50㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南東側 11.61㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店 時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時30分~午後10時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北西側 2 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時~午後10時
- 8 届出年月日

平成19年10月22日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総 務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所 及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年11月5日から平成20年3月5日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間

平成19年11月5日から平成20年3月5日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売 店舗の名称を日本語により記載すること。

平成19年8月27日から9月27日までに実施した家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 日陰土地改良区(五ヶ瀬町)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	役名		氏			住 所
理	事	篠	原	作	弘	五ヶ瀬町大字鞍岡5803番地
理	事	馬	原		隆	五ヶ瀬町大字鞍岡5710番地
理	事	藤	本	俊	夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5731番地
理	事	梶	原	達	夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5727番地
理	事	松	岡	武	次	五ヶ瀬町大字鞍岡5364番地
理	事	秋	山	畩	広	五ヶ瀬町大字鞍岡4402番地
理	事	平	岡	春	樹	五ヶ瀬町大字鞍岡5940番地 1
理	事	渡	辺		孝	五ヶ瀬町大字鞍岡6092番地

(任期:平成21年4月30日まで)

2 退任した役員

役	役名		氏 名			住 所
理	事	篠	原	作	弘	五ヶ瀬町大字鞍岡5803番地
理	事	馬	原		隆	五ヶ瀬町大字鞍岡5710番地
理	事	藤	本	俊	夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5731番地
理	事	梶	原	達	夫	五ヶ瀬町大字鞍岡5727番地
理	事	松	岡	武	次	五ヶ瀬町大字鞍岡5364番地
理	事	秋	山	畩	広	五ヶ瀬町大字鞍岡4402番地
理	事	平	岡	春	樹	五ヶ瀬町大字鞍岡5940番地 1

平成 19 年 11 月 5 日(月曜日) 第 1928 号

宮崎県公報

理 事 渡 辺 孝 五ヶ瀬町大字鞍岡6092番地

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第1項の規定により、 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成19年11月5日

宮崎県知事 東国原 英 夫

					·		Ι		
	処分を受けた建	設業者			処分の内容		処分の原因と	処分をした年月日	
許可番号	商号又は名称	代表者	首の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種	なった事実	処力をした平月日	
宮崎県知事許可(般-19)第42号	㈱金本組	金本	忠夫	宮崎県宮崎 市田野町乙 9525	一般	管工事業	平成19年9月 28日付けで廃 業した旨の届	平成19年 9 月28日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-18)第 280号	㈱竹尾組	竹尾	通洋	宮崎県西臼 杵郡高千穂 町大字岩戸 692-イ	一般	管工事業	平成19年9月10日 "	平成19年 9 月10日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-18)第 336号	㈱山崎建設	山崎	政則	宮崎県都城 市 蓑 原 町 2390-6	一般	管工事業	平成19年 9 月 14日 ″	平成19年9月14日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-18)第 449号	共栄土木(有)	矢野	宏志郎	宮崎県日南 市大字酒谷 乙9163-イ	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業	平成19年9月 4日 "	平成19年9月4日 (全廃業)	
宮崎県知事許可 (特-17)第 510号	指原建設㈱	指原	康子	宮崎県宮崎 市永楽町 1 90-4	特定	とび・土工工事業	平成19年 9 月 26日 "	平成19年 9 月26日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可 (般-17)第 662号	(有)赤塚建設	赤塚	照見	宮崎県都城 市高崎町大 牟田1310- 8	一般	管工事業	平成19年9月28日 "	平成19年 9 月28日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-19)第 798号	㈱今西組	今西	草	宮崎県西諸 県郡高原町 大字広原10 29	一般	建築工事業	平成19年9月 6日 "	平成19年9月6日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-18)第 887号	南海工業(株)	吉原	日出男	宮崎県延岡 市瀬之口町 2-1-4	一般	管工事業、造園工事 業	平成19年9月 5日 "	平成19年9月5日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(特-18)第 887号	南海工業㈱	吉原	日出男	宮崎県延岡 市瀬之口町 2-1-4	特定	土木工事業、とび・ 土工工事業、ほ装工 事業、しゅんせつエ 事業、塗装工事業	平成19年9月 5日 "	平成19年9月5日 (全廃業)	
宮崎県知事許可(般-16)第 957号	㈱小園建設	小園	敏文	宮崎県小林 市大字細野 3268	一般	塗装工事業	平成19年 9 月 18日 ″	平成19年9月18日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-18)第1312号	江尻建設(株)	江尻	末治	宮崎県都城 市鷹尾1- 18-3	一般	造園工事業	平成19年 9 月 26日 ″	平成19年9月26日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-14)第1339号	(有)大喜産業	田口	惠	宮崎県宮崎 市小松台東 3-14-15	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業	平成19年 9 月 26日 ″	平成19年 9 月26日 (全廃業)	
宮崎県知事許可 (般-17)第1617号	㈱森岡組	森岡	茂利	宮崎県小林 市大字真方 803-6	一般	管工事業	平成19年 9 月 26日 "	平成19年 9 月26日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-14)第1647号	国富建設㈱	岡本	光徳	宮崎県東諸 県郡国富町 大字本庄48 34	一般	管工事業	平成19年 9 月 27日 <i>"</i>	平成19年 9 月27日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可(般-19)第1888号	(制)児玉建設	児玉	昭彦	宮崎県串間 市大字西方 14783-1	一般	大工工事業	平成19年 9 月 18日 ″	平成19年9月18日 (一部廃業)	
宮崎県知事許可	㈱宮川工務店	宮川	光儀	宮崎県東諸	一般	土木工事業、建築工	平成19年9月	平成19年9月6日	

		그 씨 자	公 取		1/2, 10 + 11	,), O II (),	推口/ 另 1920 与
(般-18)第2056号			県郡国富町 大字本庄50 02		事業、とび・土工工 事業	6日付けで廃 業した旨の届	(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第4321号	㈱北村建設	北村 力	宮崎県宮崎 市田野町乙 7205-3	一般	建築工事業、大工工 事業、内装仕上工事 業	平成19年 9 月 28日 ″	平成19年 9 月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第4878号	㈱奈須組	奈須 勇一	宮崎県延岡市北浦町三川内2712	一般	建築工事業	平成19年9月14日 "	平成19年9月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第5365号	共同興業㈱	倉岡 孝光	宮崎県日南 市大字星倉 2318-6	特定	管工事業	平成19年9月10日 "	平成19年9月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第5719号	南星建設㈱	坂元 傳一郎	宮崎県都城 市横市町 9830	一般	管工事業	平成19年9月 5日 "	平成19年9月5日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第5727号	(有)大木場産業	大木場 富士夫	宮崎県えび の市大字原 田1777	一般	管工事業	平成19年 9 月 27日 ″	平成19年9月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第6037号	(制深江建設	深江 龍治	宮崎県宮崎 市東大宮 1 - 2 - 22	一般	土木工事業、建築工 事業	平成19年 9 月 11日 ″	平成19年9月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7191号	末原建設	末原 正信	宮崎県都城 市南横市町 4182-17	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業	平成19年 9 月 11日 ″	平成19年9月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7422号	㈱保全	木幡 哲史	宮崎県宮崎 市恒久4- 8-4	一般	機械器具設置工事業、 清掃施設工事業	平成19年8月 1日 "	平成19年8月1日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第7571号	宮ケ中建設	宮ケ中善一	宮崎県児湯 郡新富町大 字日置 785 - 8	一般	建築工事業	平成19年 9 月 12日 ″	平成19年 9 月12日 (全廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-14)第7863号	㈱アート技建	志多 寿彦	宮崎県宮崎 市田代町 1 16-3	一般	土木工事業、ほ装工 事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事 業	平成19年9月21日 "	平成19年 9 月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第7863号	㈱アート技建	志多 寿彦	宮崎県宮崎 市田代町 1 16-3	特定	管工事業	平成19年9月21日 "	平成19年9月21日(一部廃業)
宮 崎 県 知 事 許 可 (般-17)第8000号	(有)黒木建設	黒木 勉	宮崎県西諸 県郡高原町 大字西麓33 74-2	一般	管工事業、塗装工事 業	平成19年 9 月 21日 "	平成19年 9 月21日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第8173号	(有)新星建設	堅田 英男	宮崎県宮崎 市大字小松 1077 – 4	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、水 道施設工事業	平成19年 9 月 14日 ″	平成19年9月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第8496号	(有)山口配管	山口 精志郎	宮崎県延岡 市日の出町 1-23-4	一般	土木工事業、管工事業	平成19年9月14日 "	平成19年9月14日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第9334号	㈱大建	大生 健一	宮崎県都城 市山田町山 田6057-4	一般	造園工事業	平成19年9月 7日 "	平成19年9月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第9334号	㈱大建	大生 健一	宮崎県都城 市山田町山 田6057-4	特定	管工事業	平成19年9月 7日 "	平成19年9月7日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第9431号	(有)ヒロ建設	吉国 広子	宮崎県都城 市高崎町縄 瀬3422-3	一般	管工事業、塗装工事 業	平成19年 9 月 25日 "	平成19年9月25日(一部廃業)
宮崎県知事許可	㈱たかはるグ	増田 勇作	宮崎県西諸	一般	造園工事業	平成19年9月	平成19年 9 月28日

宮崎県公報

(般-19)第 10654号	リーンサービス			県郡高原町 大字広原60 17	一般		28日付けで廃 業した旨の届	(全廃業)
宮崎県知事許可(特-16)第 11704号	㈱淵上組	淵上	鉄一	宮崎県西諸 県郡野尻町 大字三ヶ野 山1412-2	特定	管工事業、造園工事 業	平成19年9月4日 "	平成19年9月4日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第 11992号	ニシハラセイ フティクリー ン	西原	隆治	宮崎県延岡 市昭和町 1 -11-10	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、鋼構造 物工事業、ほ装工事 業、塗装工事業、防 水工事業、水道施設 工事業	平成19年9月 14日 ″	平成19年 9 月14日 (全廃業)

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第25号

警備業法(昭和47年法律第 117号) 第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成19年11月5日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実	施	H	時
核燃料物質等 危険物運搬警 備	1級	平成20年2月 ころまで	6日午	前 9 時か	ら午後 5 時

- ※ 当日の受付は、午前8時30分から8時50分までに済ませること。
- 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人(鹿児島県公安委員会が受付けする受検者を含むものとし、 受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している 警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規 則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当す る者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委 員会から核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級検定受検 資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続き
- (1) 受付期間、時間

平成19年12月10日(用)から12月21日(金まで(土、日曜を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真 2 枚(申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 核燃料物質等危険物運搬警備2級検定合格証明書の写し及 び核燃料物質等危険物運搬警備2級検定合格証明書の交付を 受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上で あることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者 に限る。)
- カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により 納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の 実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項。
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 核燃料物質等危険物に関すること。
 - エ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
 - カ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
 - ア 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
 - ウ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- 8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、雨着(雨天時に 限る。)を持参すること。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活 安全企画課警備業係(電話番号0985-31-0110内線3024、3051) に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第26号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又 は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施す る。

平成19年11月5日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実	施	H	時
核燃料物質等 危険物運搬警 備	2級	平成20年 2 月 ころまで	5 日午前	9 時か	ら午後5時

- ※ 当日の受付は、午前8時30分から8時50分までの間に済ませ ること。
- 2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人

4 受檢資格

警備員

- 5 検定申請手続き
- (1) 受付期間

平成19年12月10日(月)から12月21日(金まで(土、日曜を除く。) の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警 察署とする。 (郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
 - エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメート ル、構 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身 像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
 - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により 納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなか った者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないこと が明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の 実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項。
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 核燃料物質等危険物に関すること。
 - エ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - オ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
 - ア 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合に おける応急の措置に関すること。
- 8 その他
- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、雨着(雨天時に 限る。)を持参すること。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活 安全企画課警備業係 (電話番号0985-31-0110内線3024、3051) に行うこと。

選举管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第97号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4 宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している「項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり 指定した。

平成19年11月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

名称	所	在 地	指定年月日
社会福祉法人凌雲堂特別養護老人ホームしらふじ	宮崎市大番地	字糸原 400	平成19年10月26日